

農地・水保全管理支払交付金の平成24年度実施状況について

(1) 共同活動支援の活動組織数及び取組面積

- ① 第2期対策の初年度である平成24年度は、協定面積約42千haで348組織が共同活動支援を実施している。
- ② 新規取組組織がある一方で、(ア)復旧活動支援のみ実施する組織があること、(イ)中山間直払対象地域を除外するルールとしたこと、(ウ)第1期対策で終了した組織があること、(エ)活動組織が統合(37組織→10組織)したことなどにより、平成23年度に比べ協定面積は約2千ha減、活動組織数は106組織減となっている。
- ③ 農振農用地面積に占める協定面積の割合(カバー率)は27%となっており、東北6県の平均値35%、全国の平均値34%を下回っている。
(参考までに、中山間直接支払も含めた本県のカバー率は41%)
- ④ 県内の市町村別カバー率は、県央・県南地域では比較的高く、沿岸・県北地域が比較的低くなっている。

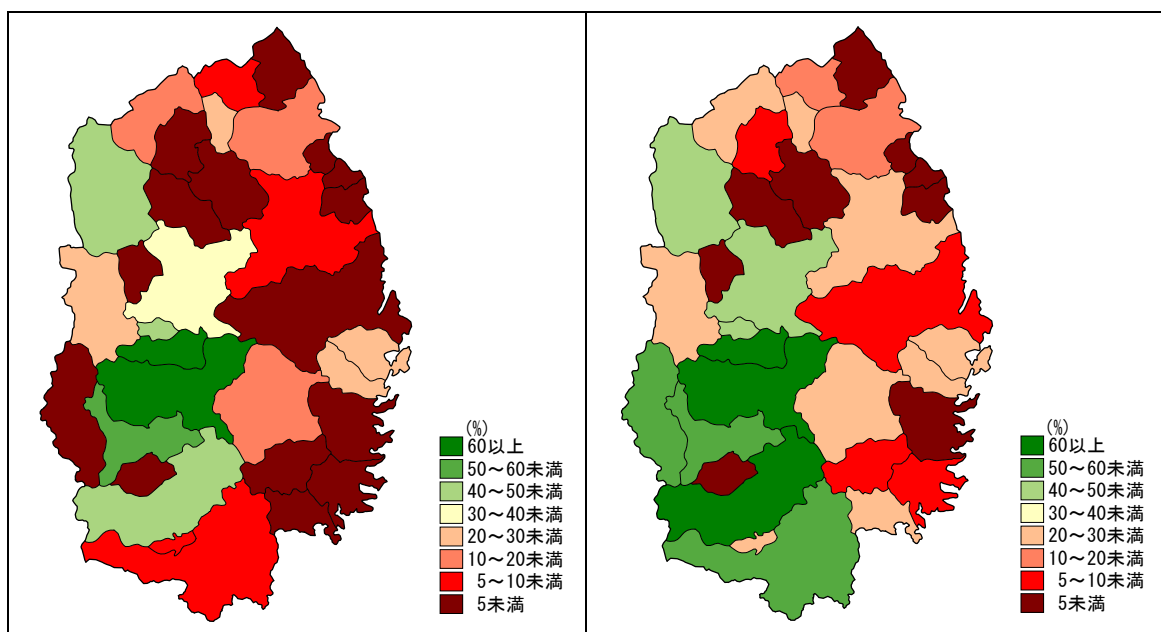
活動組織数及び協定農用地面積の推移

年度	活動組織数	協定農用地			1活動組織 当たり(ha)	
		面積(ha)	田	畑		草地
H19	410	41,476	37,598	3,478	400	101
H20	445	43,905	39,580	3,693	632	99
H21	449	44,220	39,857	3,730	632	98
H22	453	44,341	39,957	3,752	632	98
H23	454	44,245	39,857	3,756	632	97
H24	348	42,220	38,219	3,481	520	121
H25(見込)	359	43,233	39,000	3,697	536	120

農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援)等によるカバー率

年度	(A)農振農用地 面積(ha)	(B)協定農用地 面積(ha)	(C)中山間直払 対象面積(ha)	(D)中山間直払と の計(B+C) (ha)
H24	155,940	42,220	22,282	64,502
		(B/A) 27%	(C/A) 14%	(D/A) 41%

注) 農振農用地及び中山間直払対象面積は田、畑、草地の計。



(2) 向上・復旧活動支援の活動組織数及び取組面積

- ① 向上・復旧活動支援については、396 組織が約 29 千 ha で実施している。
- ② 平成 24 年度に補修等を行った水路の延長は、82.4km となっている。
- ③ 復旧活動支援は、地域ニーズの高い「施設の長寿命化」に対応でき、また、地方負担分が震災復興特別交付税によって措置されることもあって、取組面積は平成 23 年度より 13 千 ha、活動組織数は 189 組織増加している。

これは、取組面積で全国第 3 位（熊本県・兵庫県に続く）となる。

活動組織数及び取組面積の推移

年度	活動組織数	取組面積 (ha)			1 活動組織 当たり (ha)	
		田	畑	草地		
H23	207	16,732	16,247	276	210	81
H24	396	29,237	27,387	1,543	306	74
H25(見込)	420	30,597	28,557	1,719	321	73

注) 平成 23 年度は向上活動支援と復旧活動支援の計、平成 24 年度及び 25 年度(見込)は復旧活動支援の値。

向上・復旧活動支援により補修等を実施した水路

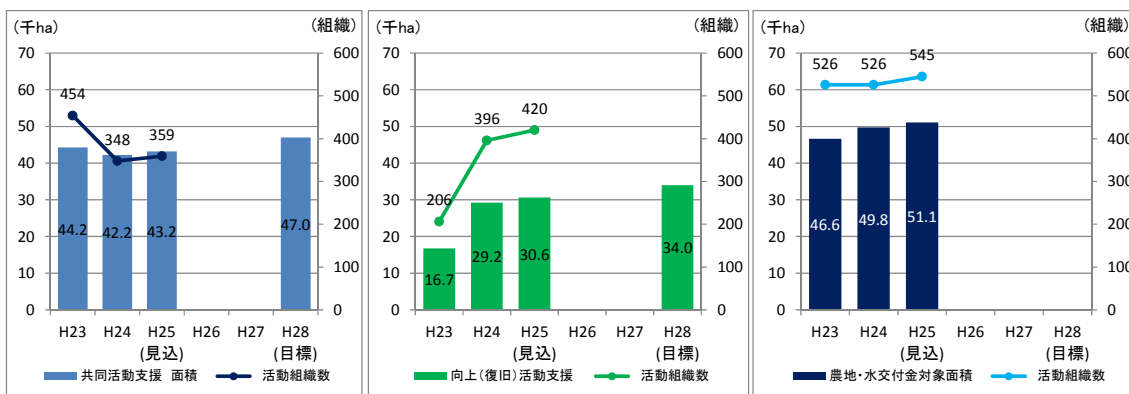
区分	H23	H24	H25(見込)
水路延長	33.8 km	82.4 km	98.8 km

(3) 農地・水保全管理支払交付金第2期対策における取組目標値に対する進捗状況

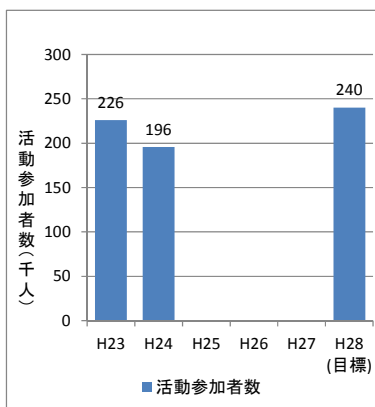
- ① 共同活動支援の取組面積は約2千ha減少し、目標値47千haに対し42.2千ha(90%)となっている。
 向上・復旧活動支援の取組面積は約13千ha増加し、目標値34千haに対し29.2千ha(86%)となっている。
 なお、農地・水交付金の取組面積^(注)としては約3千ha増加している。
- ② 活動参加者数は約44千人減少し、目標値240千人に対し196千人(82%)となっている。
- ③ 生物の生息状況、水質モニタリングを行った活動組織は6%増加し、目標値37%に対し33%(89%)となっている。
- ④ 新たに設立された農地・水・環境保全組織は36組織と、目標値と同数になっている。なお活動組織の統合により設立された組織は7組織となっている。

(注)農地・水交付金の取組面積：共同活動支援、復旧(向上)活動支援のいずれかに取り組む面積

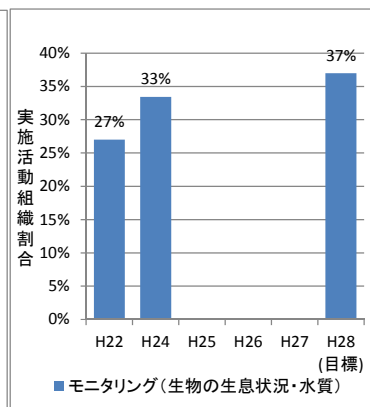
【目標値1】取組面積及び活動組織数



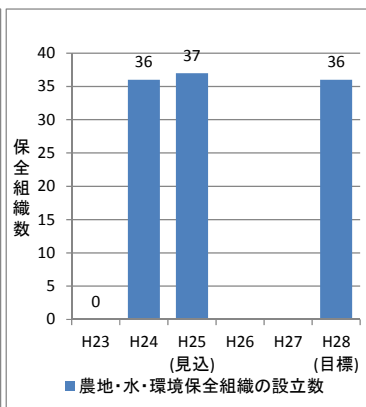
【目標値2】活動参加者数



【目標値3】生物の生息状況、水質に関するモニタリングの実施組織数



【目標値4】農地・水環境保全組織の設立数



【参考 1】

農地・水保全管理支払交付金第 2 期対策の取組目標値

1 “満足度の高い施策” の取組を拡大

【目標】

指 標	現状値 (H23)	実績値 (H24)	目標値 (H28)
① 共同活動（農地、水路等の基礎的な保全管理と農村環境の保全）に取り組む協定面積	44,242ha (28%)	42,220ha (27%)	47,000ha (30%)
② 向上活動（水路、農道などの長寿命化と水質・土壌等の高度な保全活動）に取り組む協定面積	16,732ha (11%)	29,237ha (19%)	34,000ha (22%)
【目標値の考え方】			
① 共同活動は、東北 6 県における地目別カバー率の平均に相当する協定面積を目標としたもの			
② 向上活動は、平成 24 年度時点では場整備事業完了後 20 年を経過した面積に相当する協定面積を目標としたもの			

（現状値・目標値における下段のカッコ書きは、農振農用地に占める協定面積の割合）

2 「活動の輪」の拡大に向けた取組の強化

【目標】

指 標	現状値 (H23)	実績値 (H24)	目標値 (H28)
○活動参加者	226 千人	196 千人	240 千人
【目標値の考え方】 「共同活動に取り組む協定面積」の目標伸び率（6% = (47,000ha - 44,242ha) / 44,242ha）と同等の増加を目標としたもの			

3 農村コミュニティの再生及び環境保全活動に重点化

【目標】

指 標	現状値 (H22)	実績値 (H24)	目標値 (H28)
○モニタリング（生物の生息状況・水質）の取組組織割合	27%	33%	37%
【目標値の考え方】 環境保全活動の基礎となる環境モニタリング取組状況を指標とし、全国平均を目標としたもの			

4 事務の負担軽減に向けた組織の連携・広域化の支援

【目標】

指 標	現状値 (H23)	実績値 (H24)	目標値 (H28)
○農地・水・環境保全組織の設立等、組織間の連携を図る組織数	—	36 組織	36 組織
【目標値の考え方】 平成 24 年度時点で活動組織の広域化を検討している組織が全て「農地・水・環境保全組織」を設立することを目標としたもの			

農地・水保全管理支払交付金の制度概要

(1) 背景

19年度から第1期対策として取組が始まった「農地・水・環境保全向上対策」は、国において、23年4月に「営農活動支援」を独立させ、「農地・水保全管理支払交付金」に制度を拡充
23年度の活動内容は、以下のとおり

- ① 農地や道水路などの保全管理を行う「共同活動支援」
- ② 農地周りの水路等の施設の長寿命化を図る「向上活動支援」
- ③ 国の23年度第三次補正予算で創設された「復旧活動支援」

24年度から第2期対策がスタートし、内容は以下のとおり。

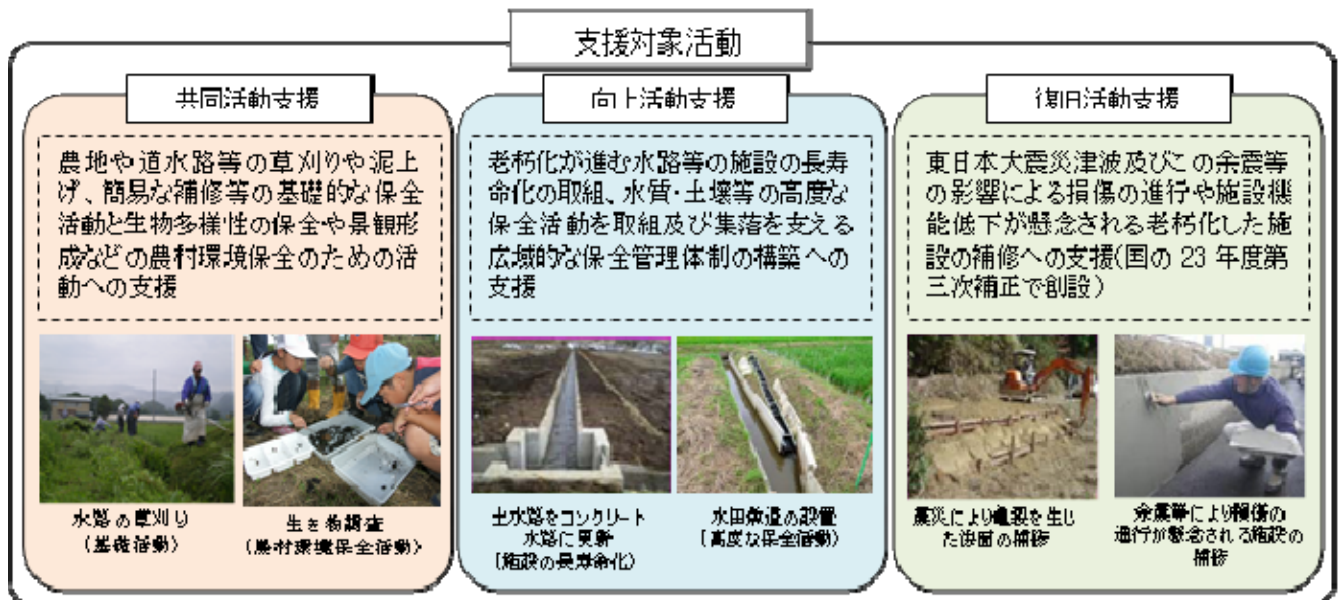
- ① 23年度末で終期を迎える「共同活動支援」については、活動項目の整理・統合を図り、28年度まで継続
- ② 「向上活動支援」では、水質・土壌等の「高度な保全活動」や広域で地域資源の保全管理を行う「集落を支える体制の強化」に係る支援項目を拡充（28年度まで継続）
- ③ 「復旧活動支援」では、本事業の枠組を活用し、東日本大震災津波の影響等により機能低下を生じた水路の補修等に取り組む活動を支援（25年度まで継続）

【23年度まで】

		支援区分		支援の対象となる活動内容
2階	向上活動支援			共同活動に加え、施設の耐用年数を更に延長するための補修、老朽化した施設の更新に取り組む集落に対して追加的に支援
	復旧活動支援			震災の影響等を受けた施設の機能回復に併せて長寿命化のための機能向上を図る活動を支援
1階	共同活動支援	誘導部分	農村環境向上活動	生態系や景観の保全など
			農地・水向上活動	道水路などの軽微な補修
		基礎部分	農地や道水路などの草刈りや泥上げ等	

【24年度から】

		支援区分		支援の対象となる活動内容
2階	向上活動支援	集落を支える体制強化（拡充）		広域で地域資源の保全管理を行う集落を支える体制の強化に係る支援
		水質・土壌の高度な保全活動（拡充）		循環かんがいによる水質保全や防風林による土壌流出防止などの「高度な保全活動」に取り組む場合に支援
		施設の長寿命化		施設の耐用年数を更に延長するための補修・更新に取り組む集落に対して支援
		復旧活動支援		震災の影響等を受けた施設の機能回復に併せて長寿命化のための機能向上を図る活動を支援
1階	共同活動支援	農村環境保全活動		生態系や景観の保全など
		基礎活動		農地や道水路などの草刈りや泥上げや道水路などの軽微な補修

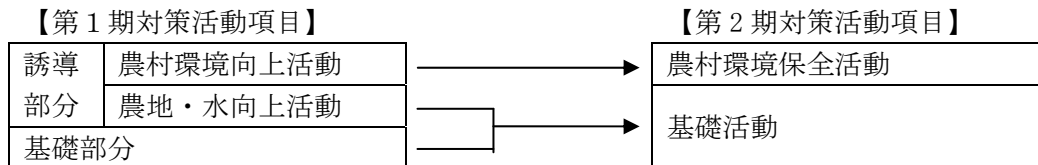


(2) 農地・水保全体制支交付金

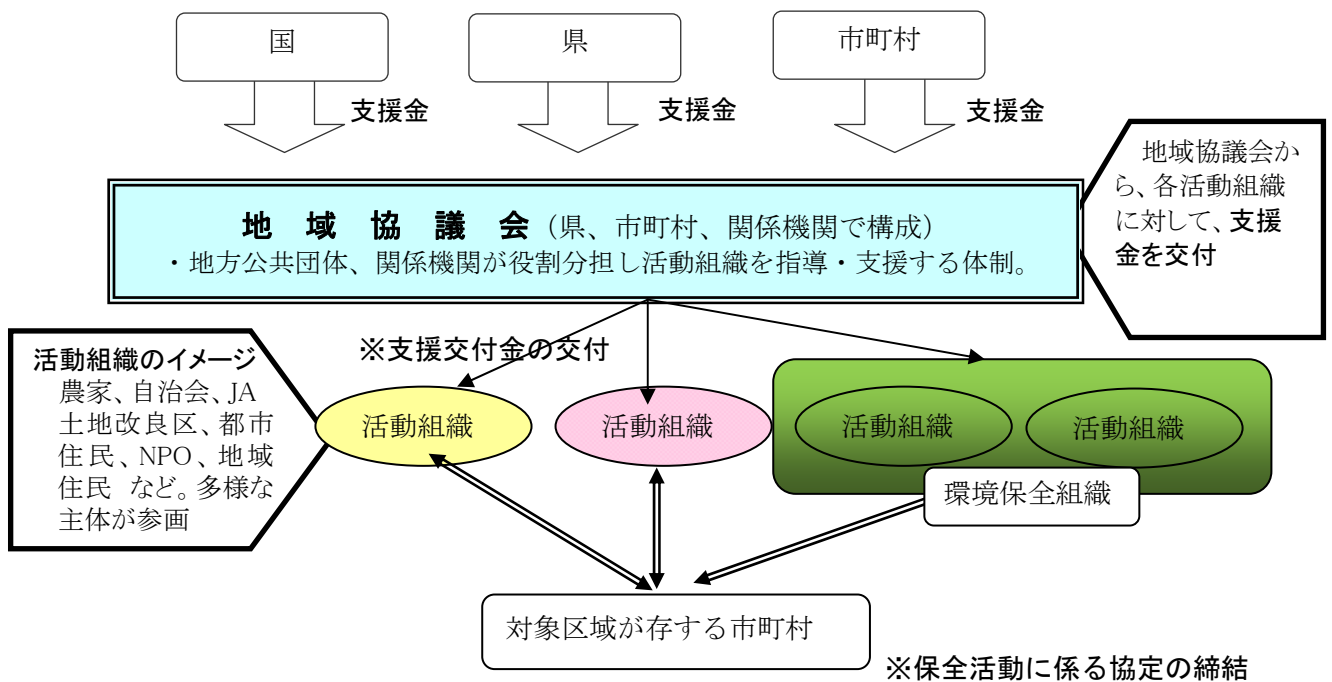
① 共同活動支援交付金 (継続)

地域における資源(農地・水・環境等)の良好な保全とその質的向上を図るために、地域ぐるみでの効果の高い共同活動に取り組む組織に対し、交付金を交付する事業。

第1期対策での活動項目を整理・統合し、第2期対策として支援を継続



■ 共同活動支援のイメージ図



【活動開始までのフロー】

- ① 活動組織の設立・活動計画書の作成
- ② 活動組織と市町村の間で、活動計画に係る協定締結
- ③ 採択申請・採択決定
- ④ 活動開始

■支援単価

地目	10 a 当たりの支援単価	支援単価の負担内訳		
		国	県	市町村
水田	2,200 円	1,100 円	550 円	550 円
畑	1,400 円	700 円	350 円	350 円
草地	200 円	100 円	50 円	50 円

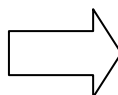
② 向上活動支援交付金（継続）

共同活動支援交付金に加え、施設の長寿命化と水質・土壌等の高度な保全活動や集落を支える体制強化に取組む組織に対し、交付金を交付する事業。

第1期対策での施設の長寿命化に加え、第2期対策では支援項目を拡充

【第1期対策支援項目】

施設の長寿命化



【第2期対策支援項目】

集落を支える体制強化（拡充）※
水質・土壌の高度な保全活動（拡充）※
施設の長寿命化

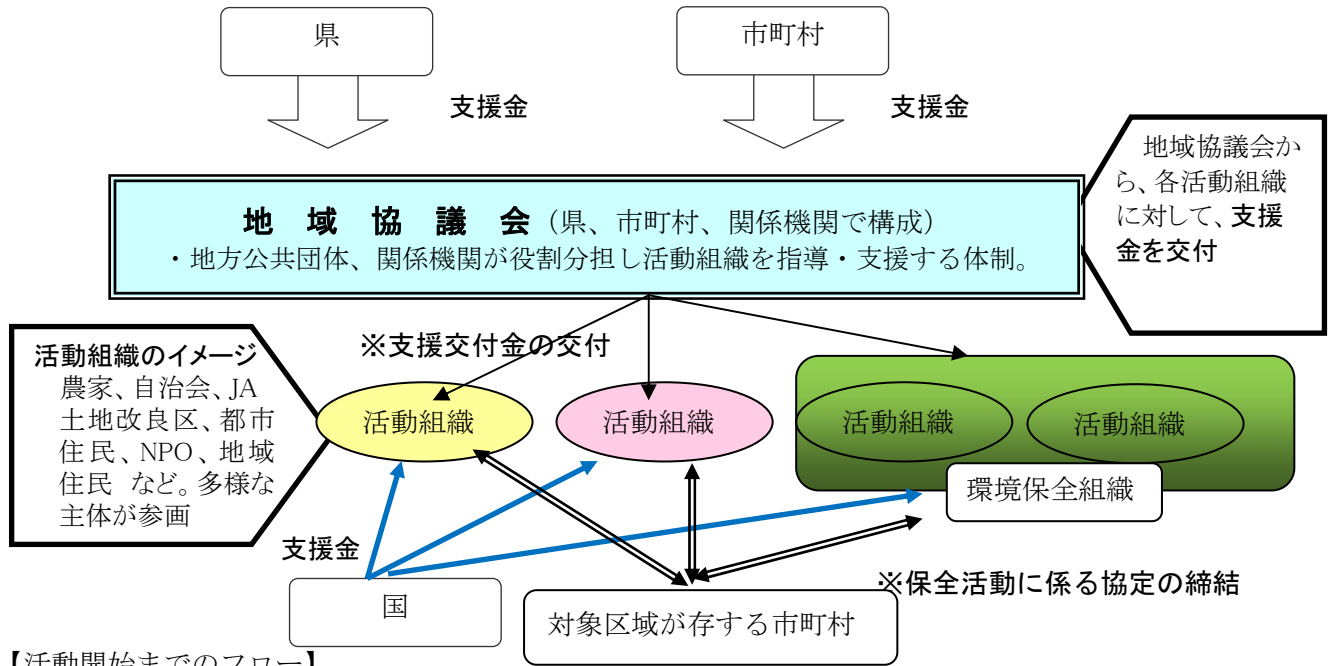
※拡充項目の内容

「集落を支える体制強化」は、取組面積の合計が 200ha を超える 1 以上の活動組織（集落）、または、旧市町村（大字）単位で活動組織を取りまとめて、「農地・水・環境保全組織」を設立するもの。また、施設管理のための全体構想（地域資源保全プラン）の策定に係る経費を支援するもの。

「高度な保全活動」は、循環かんがいによる水質保全や防風林による土壌流出防止などであり、対象となるのは以下の項目のほか、各県独自に設定することが可能

活動区分		活動項目
農業用水の保全	(1) 循環かんがいによる水質保全	循環かんがい施設の保全等
	(2) 浄化水路による水質保全	水路への木炭等の設置
	(3) 地下水かん養	冬期湛水等のためのポンプ設置
農地の保全	(1) 土壌流出防止	①グリーンベルト等の設置 ②防風林の設置
	(2) ため池利用による洪水調整	ため池の浚渫
地域環境の保全	(1) 生物多様性の回復	①水田魚道の設置
		②水路魚道の設置
		③水路、遊休農地等における生物生息環境向上施設の設置
		④生物の移動経路の確保
	(2) 水環境の回復	水環境回復のためのポンプ設置
(3) 水田貯留	水田貯留（排水柵の整備、畦畔の嵩上げ等）	
	水田貯留（水位調整板の設置）	
その他	専門家の指導	専門家による技術的指導の実施

■向上活動支援のイメージ図



【活動開始までのフロー】

- ① 活動組織の設立・活動計画書の作成
- ② 活動組織と市町村の間で、活動計画に係る協定締結
- ③ 採択申請・採択決定
- ④ 活動開始

■支援単価（集落を支える体制強化）

対象項目（1組織）	支援額	支援単価の負担内訳		
		国	県	市町村
農地・水・環境保全組織の設立等	400,000円	200,000円	100,000円	100,000円
地域資源保全プランの策定	500,000円	250,000円	125,000円	125,000円

■支援単価（高度な保全活動）

地目	10a当たりの支援単価	支援単価の負担内訳		
		国	県	市町村
水田	500/1,000/2,000円	250/500/1,000円	125/250/500円	125/250/500円
畑	500/1,000/1,500円	250/500/750円	125/250/375円	125/250/375円
草地	—	—	—	—

- ・内容に応じてポイント算定を行い、500～2,000円/10aを加算
- ・交付額は、1組織あたり、200万円を上限

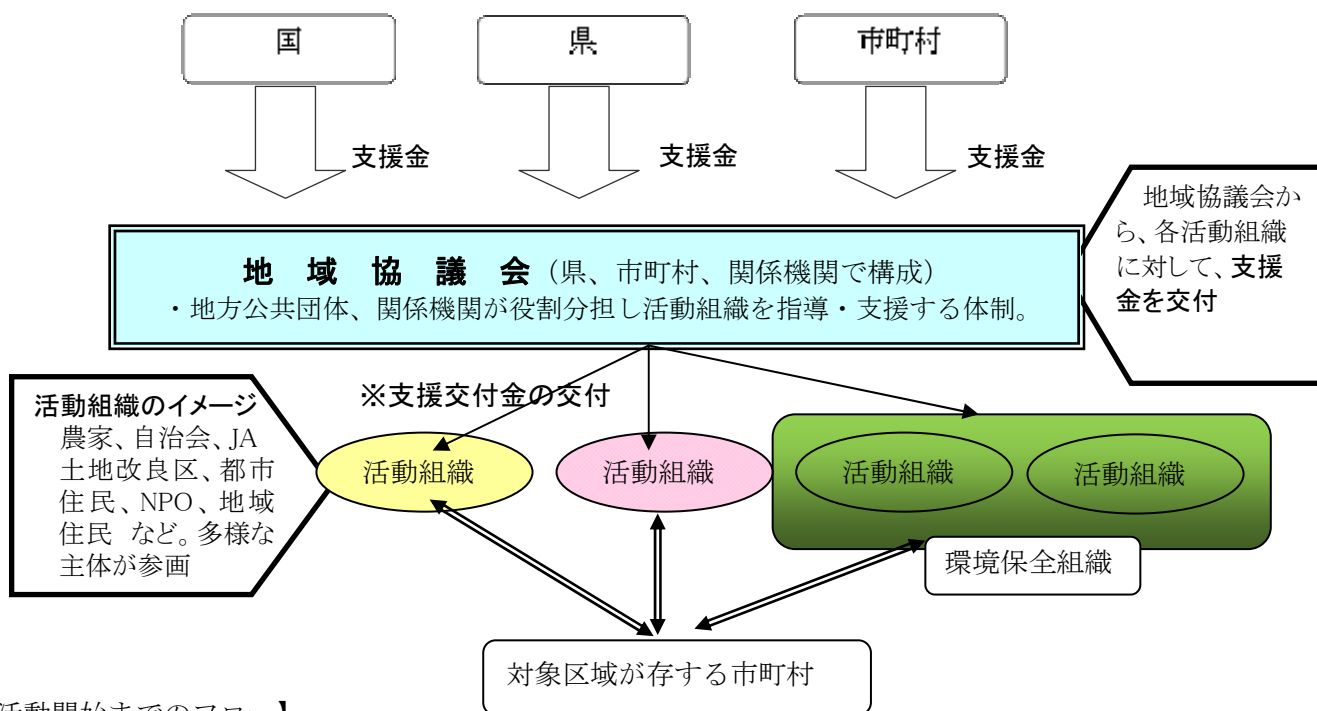
■支援単価（施設の長寿命化）

地目	10a当たりの支援単価	支援単価の負担内訳		
		国	県	市町村
水田	4,400円	2,200円	1,100円	1,100円
畑	2,000円	1,000円	500円	500円
草地	200円	100円	50円	50円

③復旧活動支援交付金（継続）

共同活動支援交付金に加え、東日本大震災の影響等により破損や機能低下を生じた農地周りの水路の補修に取り組む組織に対し、交付金を交付する事業。

■復旧活動支援のイメージ図



【活動開始までのフロー】

- ① 活動計画書の作成
- ② 採択申請・採択決定
- ③ 活動開始

■支援単価

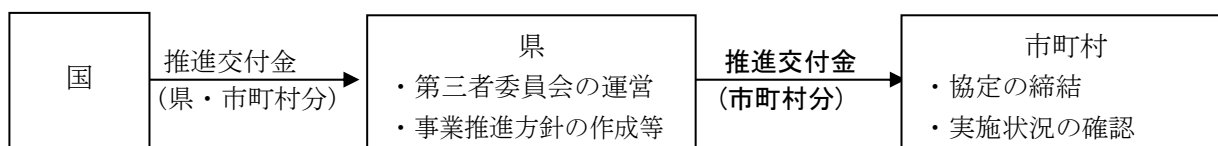
地目	10 a 当たりの支援単価	支援単価の負担内訳		
		国	県	市町村
水田	4,400 円	2,200 円	1,100 円	1,100 円
畑	2,000 円	1,000 円	500 円	500 円
草地	400 円	200 円	100 円	100 円

(3) 農地・水保全管理支払推進交付金

対策の円滑な推進を図るため、県及び市町村に事務的経費を交付する事業（国庫 100%）。

- ・ 県：第三者委員会の運営や事業推進方針作成に要する経費
- ・ 市町村：活動組織との協定締結や実施状況確認等に要する経費

■農地・水保全管理支払推進交付金の交付フロー



農地・水保全管理支払交付金に係る活動アンケート調査結果について

○ アンケート調査の概要

調査目的

農地・水保全管理支払交付金に取り組んでいる活動組織や市町村に対してアンケート調査を実施し、効果や課題を取りまとめ、交付金制度のよりよい運用や改善に反映しようとするもの。

調査対象

平成 25 年度、農地・水保全管理支払交付金に取り組む活動組織(共同活動支援、復旧活動支援)及び市町村。

回答数

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 活動組織(共同活動支援) | : 281 組織 (回収率 81%) |
| ② 活動組織(復旧活動支援のみ) | : 156 組織 (回収率 88%) |
| ③ 市町村 | : 24 市町村 (回収率 96%) |

実施期間

平成 25 年 7 月中旬～ 8 月中旬

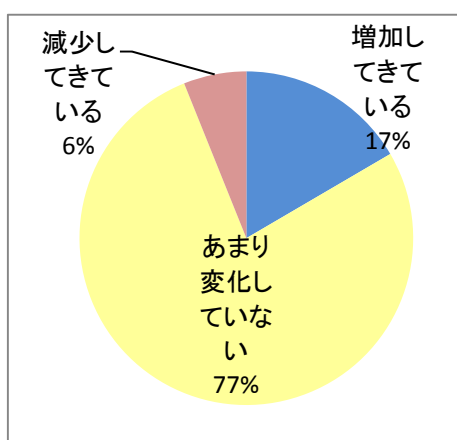
(1) 活動参加者の拡大について

【調査結果】

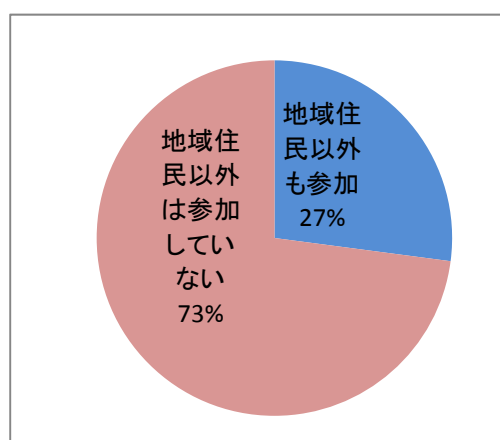
- ① 活動参加者の総数は平成 23 年度と比較して 44 千人減少し 196 千人。
活動組織を対象としたアンケート結果によると、「増加してきている」と回答した組織が 17%である一方、「参加者が減少してきている」と回答した組織は 6%。
- ② 「地域住民以外が活動に参加している」活動組織は 27%を占め、このうち 25%の活動組織で活動参加者が「増加してきている」と回答。
また、地域住民以外の受け入れを希望する組織が 6 割以上を占めている。

【課題】

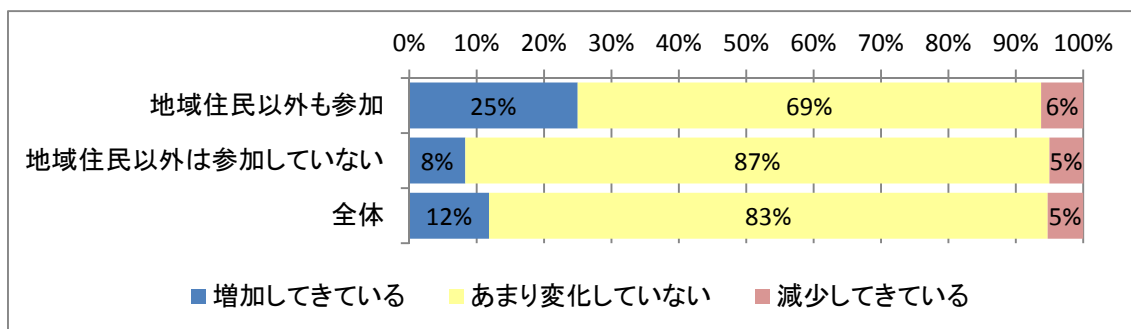
活動参加者の増加には、地域住民に加え地域住民以外の参加を拡大していく必要があると考えられる。



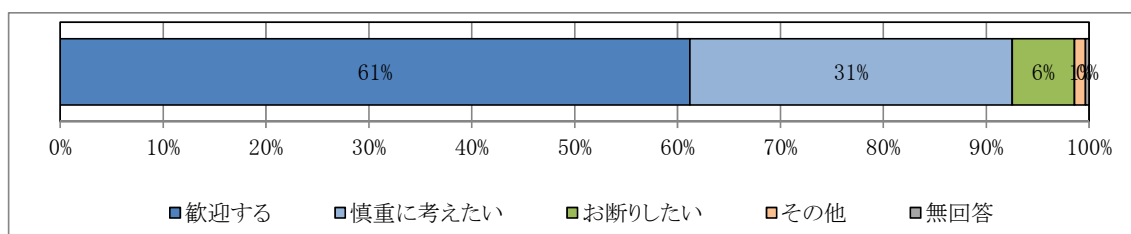
活動参加者の推移



地域住民以外の活動参加状況



地域住民以外の参加状況別活動参加者の推移



地域住民以外の方の受け入れ意向

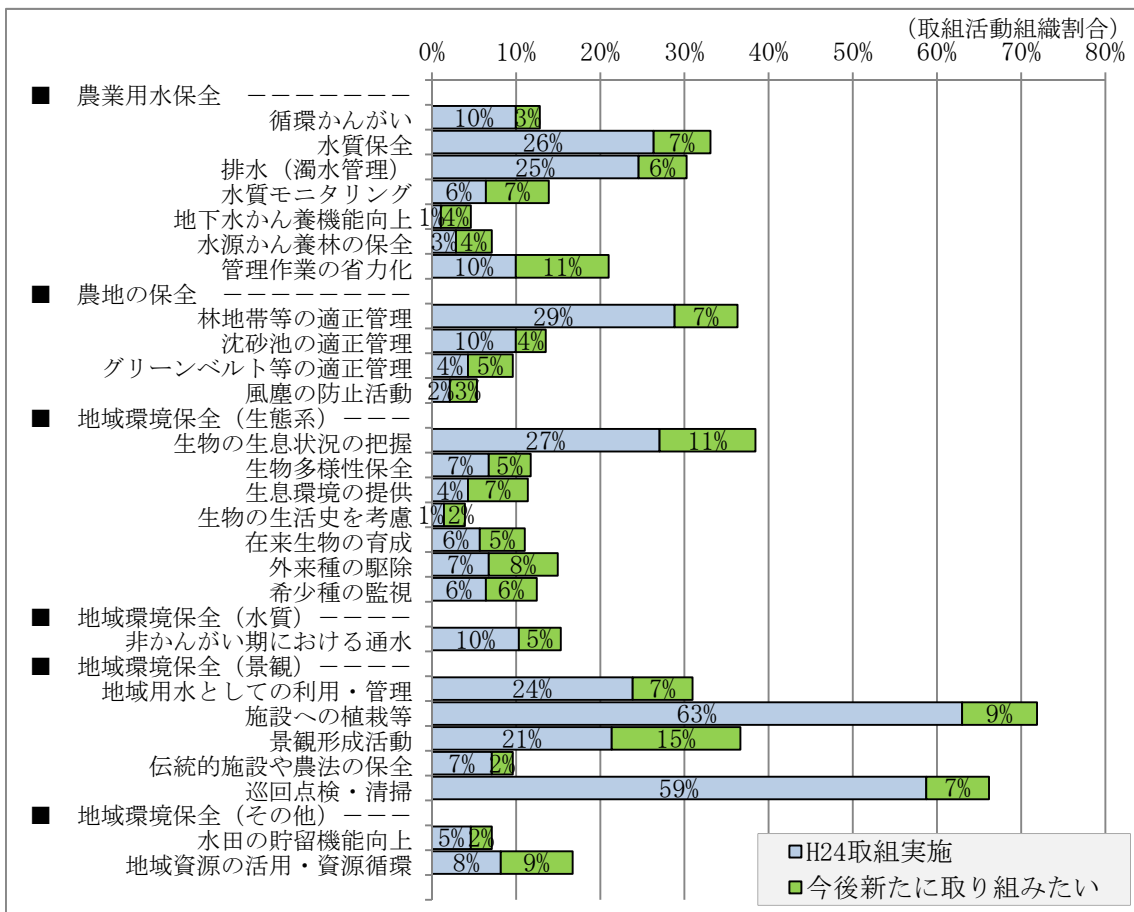
(2) 環境保全活動の推進について

【調査結果】

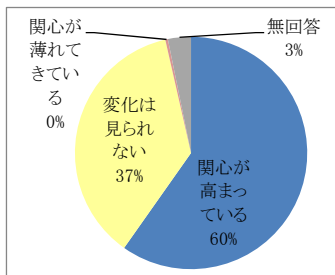
- ① 環境保全活動の実施状況は、植栽や施設の定期的な巡回点検・清掃の取組を行った活動組織が多い一方で、水質のモニタリングやビオトープの設置といった生息環境の提供などの取組が低調。
- ② 環境保全活動への参加者や地域住民の意識の変化については、地域住民の環境に対する関心が高まってきているとする組織が約6割。

【課題】

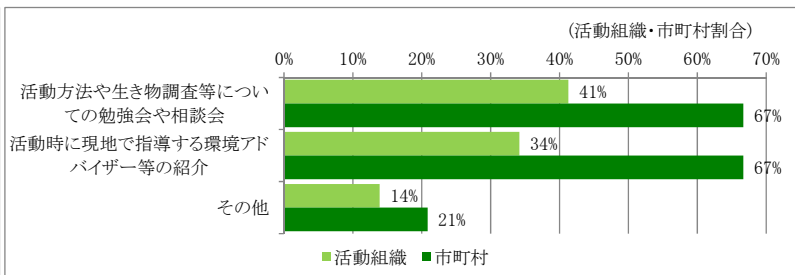
地域住民の環境に対する関心は高まってきているものの、水質のモニタリングなどは知識や技術を必要とすることから、勉強会や相談会の開催を通じ、環境アドバイザー等による専門的知識の提供や技術支援などをしていく必要がある。



農村環境保全活動の活動内容別取組状況 (H24) 及び今後の意向



環境保全活動参加者や地域住民の意識の変化



環境保全活動を実施するに当たり要望する支援

(3) 事務等の負担軽減について

【調査結果】

共同活動支援、復旧活動支援に取り組む上での課題としては、事務処理や構成員（活動参加者）の高齢化、リーダー不足などを上げている組織が多い。

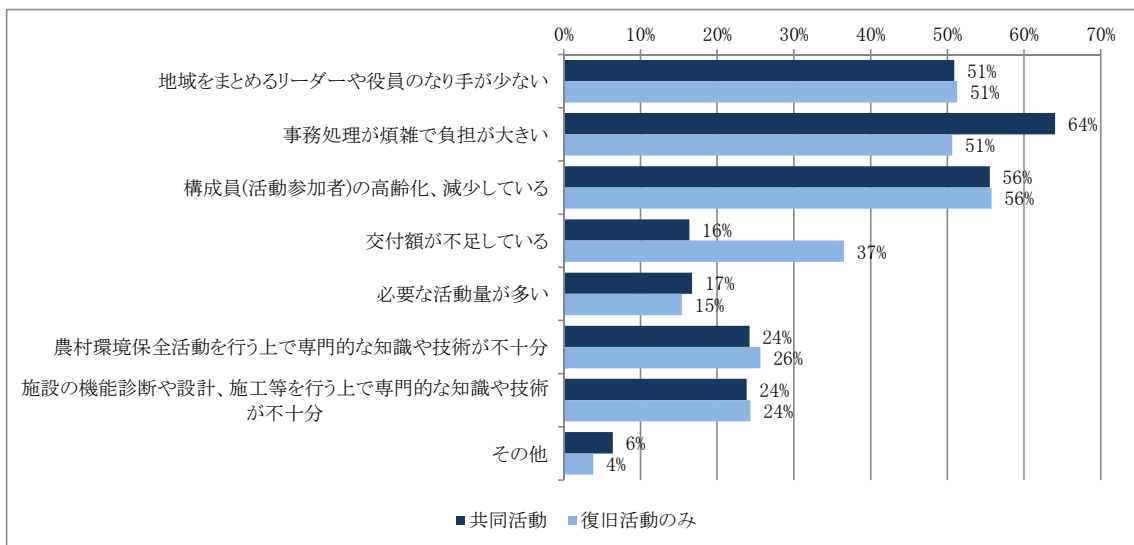
事務処理について外部委託により負担軽減を図っている組織割合は共同活動支援では17%、復旧活動支援のみに取り組む組織では13%、委託を検討したいとする組織は10%程度見られるものの、多くはない。

一方、「事務委託を進めたい」とする市町村は75%を占める。

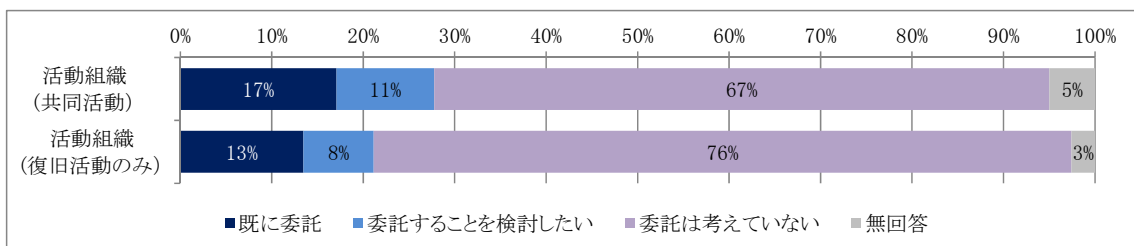
これは小規模な活動組織の事務処理を市町村が支援している場合が多く、市町村の負担感が大きいと推察。

【課題】

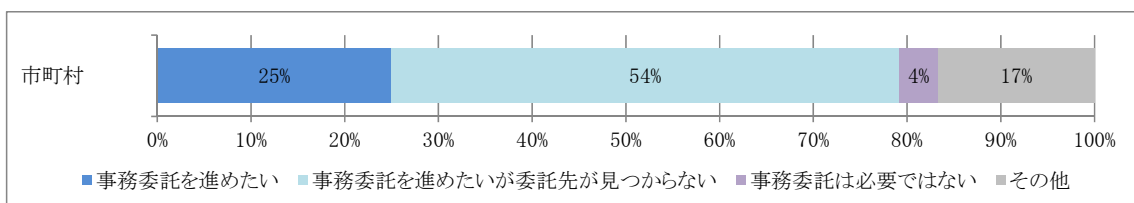
事務処理の負担軽減のため、土地改良区やNPOへの事務委託を進めるとともに、活動組織における事務処理のスキルアップが必要。



活動に取り組む上での課題(活動組織アンケート)



事務委託の状況及び意向(活動組織アンケート)



事務委託に関する意向(市町村アンケート)

(4) 県独自要件について

【調査結果】

岩手県の農地・水保全管理支払交付金については、効果的に取組が定着する仕組みとして、以下に示す①から③の県独自要件を設定。

アンケート調査では、現行の要件で妥当又はやむを得ないとする回答が、活動組織・市町村とも大半を占める。

なお、人件費支払については「現在の日当支給対象のままでよい」とする回答が大きく増加。これは、説明会の開催や交付金の使途基準を通知するなど人件費支払の取扱ルールを活動組織や市町村に対し周知徹底したためと推察。

① 共同活動支援単価の低減

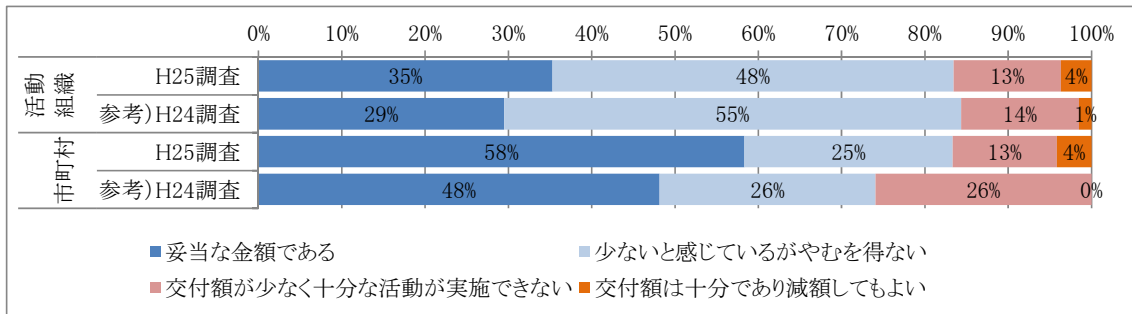
厳しい財政状況の中で多くの地域の要望に応えるため、共同活動支援交付金の単価を低減（基準単価の2分の1）。

② 中山間地域等直接支払制度との重複制限

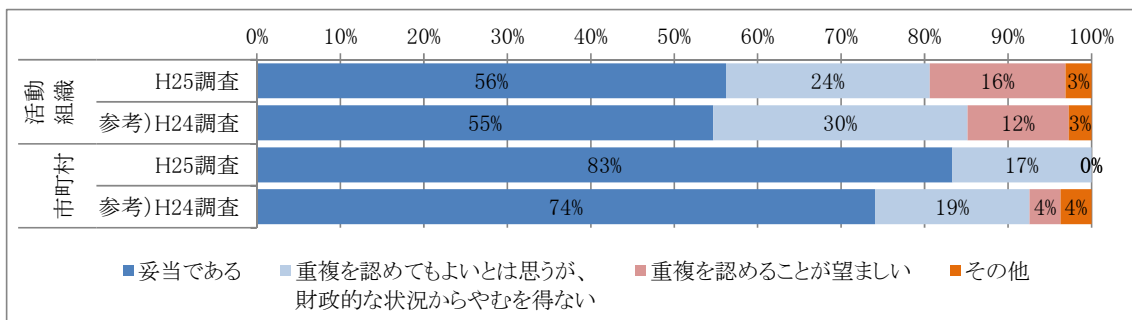
支援対象となる活動の多くが重複しているため、中山間地域等直接支払制度の実施地域については、共同活動支援の対象から除外。

③ 人件費の使途制限

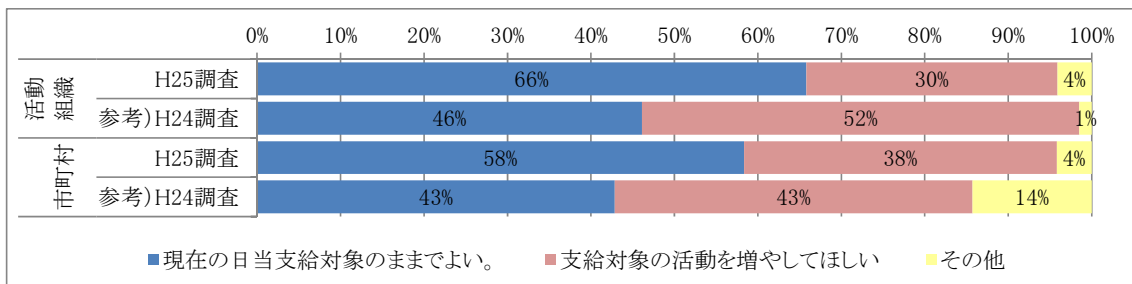
地域の自発的な活動が定着するよう、従来から地域が自主的に行ってきた活動（草刈りや泥上げ等）の人件費は、共同活動支援の対象外。



共同活動支援交付単価を基準単価の1/2にしていることについて



中山間地域等直接支払制度実施地域を共同活動支援の対象から除外していることについて



共同活動支援に係る人件費支払を制限していることについて

(5) 主な意見要望について

- ① 共同活動支援でも、土水路をコンクリート水路に整備するような活動も対象としてほしい。

共同活動支援でも、土水路が洗掘されるなど、施設の点検・診断に基づき、水路の適正管理のために必要な場合、コンクリート水路等による部分的な補強を行うことは可能。

- ② 事務を簡素化するためにも共同活動支援と向上・復旧活動支援の交付金を一本化してほしい。

用途や目的が違うため、制度上交付金の区分が必要。

- ③ 交付金の交付時期を早くしてほしい。また、1回目の交付額を多くしてほしい。

今年度は、国の当初予算成立が遅れ、暫定予算となったことが要望の原因と推察。

- ④ 環境保全活動や水路の設計施工に係る専門家の指導助言、重機操作や労働安全の講習会が必要。

岩手県環境アドバイザーによる指導助言や、各種研修会を開催するなどの対応をしていく。

- ⑤ リーダー育成の研修会や他の活動組織等との交流会が必要

(社)全国農村振興連盟主催のリーダー研修会や(社)地域環境資源センター主催の「田んぼの学校」など指導者養成研修会への派遣、「結いっこシンポジウム」を開催するなどの対応をしていく。

【参考3】

「農地・水保全管理支払交付金」の県独自要件について

現行の扱いは以下のとおり

1 共同活動支援交付金について

(1) 24年度からの県独自要件

第1期対策で設定した要件	24年度からの要件
「集落水田農業ビジョン」の実現に向けて積極的に取り組んでいる地域を支援	「農業者戸別所得補償制度」に積極的な取組を進めている地域を支援
支援単価の低減（基準単価の1/2）	厳しい財政状況の下で、より多くの地域での要望に応えるため、引き続き、支援単価を低減（基準単価の1/2）
基礎部分（従来から実施している草刈りや泥上げ等）に係る人件費は支援の対象外	従来から地域が自主的に行ってきた活動（草刈りや泥上げ等）に係る人件費については、引き続き対象外 また、「人件費の取扱いに関する運用」についても第1期対策と同様に適用 なお、地域が自主的に行ってきた活動への人件費については、更に現状の把握を進め、支援の必要性について検討
農業用施設の補修に重点化（支援総額の1/2以上の額を農地・水向上活動に充当）	農業用施設の補修等の長寿命化対策については、主に「向上活動支援」に移行するため、24年度以降の「共同活動支援」では要件から除外
中山間地域等直接支払制度を実施している農地以外を対象に重点化	「共同活動支援」の取組に当たっては、「中山間地域等直接支払制度を実施している農地」以外の農地に重点化
ほ場整備事業を実施中の地区の農用地は対象外	農村コミュニティの再生や環境保全活動の促進の観点から、ほ場整備事業を実施中の地区の農用地も対象

○ 人件費の取扱いに関する運用について

人件費の取扱いについては、第1期対策同様、以下のとおり運用する。

ア 耕作放棄地の解消や発生防止に向けた草刈りを「共同」で行う場合

⇒ 基礎活動（実践活動）の「きめ細やかな雑草対策」とし、日当を支援対象としても良い。

イ 本対策を契機として、新たな範囲の草刈りを「共同」で行う場合

⇒ 基礎活動（実践活動）の「きめ細やかな雑草対策」とし、日当を支援対象としても良い。

※ ただし、従来から行ってきた範囲の草刈りは、引き続き支援対象外とする。

注）「新たな範囲」の草刈とは、例えば次のような場所を想定している。

① 集落から山間地のため池に通じる連絡道の草刈

② ため池の周囲・周辺等、地域が共同で使用している施設の草刈

ウ 人力で処理できない程の土砂が堆積した水路、ため池において、重機を併用して「共同」で泥上げを行う場合

⇒ 基礎活動（実践活動）の「水路法面の初期補修」・「水抜きによる点検・補修」とし、日当を支援対象としても良い。

※ ただし、従来から行ってきた「江はらい程度」の活動については、引き続き支援対象外とする。

2 向上活動支援交付金について

(1) 24年度からの県独自要件

23年度に設定した要件	24年度からの要件
基盤整備後概ね30年以上経過した区域を対象とする。	経年劣化等により著しく機能低下が発生している水路や機械設備等の土地改良施設が存する集落を対象とする。
原則として、対象活動組織が管理する「農地周りの水路」の活動に優先して交付金を充てるものとする。	原則として、対象活動組織が管理する「農地周りの水路」の活動に優先して交付金を充てるものとする。
	施設の補修・更新に当たっては、生き物などの環境との調和に配慮すること。